

会議案第6号

芽室町議会会議条例中一部改正の件

芽室町議会会議条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町議会議会運営委員長 渡 辺 洋一郎

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例

芽室町議会会議条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「5月」を「5月招集日」に、「4月」を「翌年の招集日前日」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、5月招集日から4月末日までとし、議会の解散があった場合の会期は、5月招集日から議会の解散日及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日から翌年の招集日前日までとする。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

説 明

通年議会制の趣旨である、迅速な意思決定の機能強化を図ることを目的に、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町議会会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(会期)</p> <p>第5条 定例会の会期は、<u>5月招集日から翌年の招集日前日</u>までの通年とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、5月招集日から4月末日までとし、議会の解散があった場合の会期は、5月招集日から議会の解散日及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する日から翌年の招集日前日までとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和7年5月1日から施行する。</u></p> | <p>(会期)</p> <p>第5条 定例会の会期は、<u>5月から4月</u>までの通年とする。<u>ただし、議会の解散があった場合は、この限りでない。</u></p> |